

岩手県告示第715号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、県営徳田第二地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする換地を非農用地区域内に定めるべき土地として指定した。

平成23年11月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

従前の土地の表示

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
				m <sup>2</sup>
矢巾町大字西徳田第7地割	173番	田	田	91
〃	175番	〃	〃	106
矢巾町大字西徳田第11地割	153番	〃	〃	646
矢巾町大字東徳田第5地割	52番	〃	〃	646
〃	91番	〃	〃	646
矢巾町大字東徳田第8地割	57番	〃	〃	450
矢巾町大字東徳田第11地割	213番	〃	〃	522
〃	214番	〃	〃	124